

## 第2章 給 与

### ○鯖江広域衛生施設組合特別職の職員の 報酬および旅費等に関する条例

（昭和58年5月26日）  
（条例第13号）

改正 平成4年8月1日条例第1号 平成19年4月1日条例第3号  
平成21年2月17日条例第1号 平成23年6月28日条例第1号

（目的）

**第1条** この条例は、鯖江広域衛生施設組合特別職の職員の報酬および旅費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（議会の議員の議員報酬）

**第2条** 議会の議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 年額 20,000円
- (2) 副議長 年額 18,000円
- (3) 議員 年額 16,000円

（監査委員の報酬）

**第2条の2** 監査委員の報酬は、日額5,000円とする。

（管理者等の旅費および費用弁償）

**第3条** 管理者、副管理者および参与に支給する旅費ならびに監査委員に弁償する費用の額、支給条件ならびに支給方法は、鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例（昭和32年鯖江市条例第5号）第2条第5項および第6条の規定を準用する。

（議会の議員の議員報酬および費用弁償）

**第3条の2** 議会の議員の議員報酬および弁償する費用の額、支給条件および支給方法は、鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（平成23年鯖江市条例第7号）第4条および第6条の規定を準用する。

（議会の議員の議員報酬等の支給方法）

**第4条** 議会の議員の議員報酬は、毎年3月に支給する。

第4類 人事・給与（鯖江広域衛生施設組合特別職の職員の報酬  
および旅費等に関する条例）

---

- 2 第2条に掲げる議会の議員が、その職についたときは、月割計算により、その職についた当月分から報酬を支給する。
- 3 議会の議員が、その職を離れたときは、月割計算により、その職を離れた当月分まで支給する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。

（監査委員の報酬の支給方法）

**第4条の2** 監査委員の報酬は、勤務した翌月に支給する。

（委任規定）

**第5条** この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成4年条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年条例第1号）

この条例は、平成23年7月1日から施行する。